

平成30年度神奈川県計画の策定に向けた提案募集結果（参考例）

- 平成30年度計画に向けた提案募集(7月3日～8月10日実施)の結果、計111件の提案があった。
- 主な提案は以下のとおり
- 提案の採択可否についてはこれから検討

事業名	事業内容	実施主体
区分 I (病床機能の分化・連携)		
病床整備関係		
回復期病床整備事業	回復期病床の <u>増床・新設</u> を行う医療機関の施設整備に対して補助する。	医療機関
病床機能転換にかかる施設整備	過剰な病床機能から、当該構想区域において不足する病床機能（回復期以外の不足する病床機能区分を含む）への転換を行う医療機関に対し、施設整備にかかる費用を補助する。	医療機関
新規病床設置にかかる施設整備	当該構想区域において不足している機能（回復期以外の不足する病床機能区分を含む）の病床を新規に設置する医療機関に対し、施設整備にかかる費用を補助する。	医療機関
老朽化対策補助	医療の機能分化への対応や患者サービスの向上を図るため、老朽化・狭隘化した病院施設の整備（改築・改修等）に対して補助する。	医療機関
療養病床等の環境改善のための施設整備費補助	主に慢性期を担う療養病床等の環境を改善するための、施設工事費を補助する。	医療機関
設備整備関係		
病床機能分化・連携に係る設備整備	不足する機能の病床を新たに設置する医療機関に対し、設備整備にかかる費用を補助する。	医療機関
患者搬送車整備補助事業	急性期から回復期、慢性期まで患者をスムーズに転院させるために患者搬送車を導入する病院に対して、車両購入費、改造費、搭載する資器材の整備費を補助する。	医療機関
老朽化対策補助	医療の機能分化への対応や患者サービスの向上を図るため、老朽化・狭隘化した病院の最新の医療機器の購入に対して補助する。	各医療機関
病床機能分化・連携（普及啓発）関係		
病床機能転換促進委託補助	回復期、慢性期への機能転換や増床を検討している医療機関が医業経営コンサルティング会社等へ委託する費用の一部を補助する。	医療機関
地域医療構想の普及啓発事業	地域医療構想や病院の機能や役割、医療機関の正しいかかり方、かかりつけ医を持つことや、病状に応じて適切な医療機関を選択することなどについて、市民向けのセミナー開催、パンフレット配布等の広報・啓発活動を行う。	県・市
病床機能分化・連携（人材確保）関係		
病床の機能分化・連携を理解し推進できる医療人材育成プログラム	病院長、副病院長、これら幹部の候補となる医師、その他、病院でリーダーシップをとる医療職や事務系職員を対象に、神奈川県や国の医療・介護の現状や政策を理解し、全体を俯瞰した中で自施設の戦略的ポジショニングを考えることのできる人材を育成する、大学院レベルのプログラムをつくる。	医科大学又は医科大学と大学ビジネススクールの連携
医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成に資する事業	地域医療構想を達成するための大きな課題である医師や看護職員等の医療従事者の確保・養成に関して、横浜構想地域を包括する地域医療連携推進法人を設立し、この課題解消に取り組む。	医療関係団体・参加医療法人
専門看護師等の地域における活動支援事業	・市内の病院に従事する専門看護師等が、他の回復期及び慢性期病院からの要請に基づいて派遣される際の調整支援を行う。 ・派遣される専門看護師等の交通費及び教育や指導に係る人件費の一部を助成する。 ・地域で集積された情報を共有するため、専門看護師等の連携会議の開催支援を行う。	医療機関
看護職確保対策事業（専門看護師）	回復期及び慢性期機能の病床を有する病院が、専門看護師を養成するに当たり、就労看護師が専門看護師教育課程の単位取得に要する学費等を支援する。	医療機関

事業名	事業内容	実施主体
病床機能分化・連携（その他）		
地域医療構想調整会議の充実強化に向けた事業	地域医療構想調整会議の充実強化に資する事業への支援 (地域で開催する自主的な会合、勉強会の運営、専門家の派遣などへの支援)	医療関係団体や自治体
病床利用状況基本調査研究事業	県内の病院（一般、療養、精神）の病床の状況について ①病床稼働の実態把握 ②稼働を困難にしている課題等の把握 ③効果的稼働に向けた解決策の選択肢提示 ④地域としての最適化方策（連携等）・施策案（対行政・医療機関）について、調査研究を実施する。 この結果を踏まえ、翌年度以降に地域での病床利用を最適化するために、必要な事業（基金活用事業も含む）の構築を図る。 また、地域医療調整会議をはじめとする地域の病床整備に関わる場面において、参考とすべき基本数値として扱う。	県（シンクタンク等への委託） 有識者・関係団体等関係者の評価検討会議
I C T を活用した地域医療ネットワーク		
I C T を活用した地域医療ネットワーク構築事業	診療・患者情報の共有・連携を推進するため、広域を対象範囲とする「I C T を活用した地域医療ネットワーク」の構築を推進する。 ただし、ネットワークの構築にあたっては、地域ごとに異なる仕様で構築されるネットワーク間を相互接続するために必要な条件や決まりを明示し、それに則ることを要件とする。	県、県内市町村、医療機関
ICTを用いた急性期脳梗塞治療ネットワークの構築	医科大学病院を中心に、連携施設9施設を”Join”（汎用画像診断装置用プログラム）で繋ぎ、各施設の医用画像の共有が可能なネットワークを構築。患者を送る際にあらかじめ画像情報を共有しておくことで、手術の準備や人員の配置を事前に完了させ、患者到着から治療開始までの”DtoPタイム”の短縮を図る。	医科大学病院
システム構築	各医療機関で転院支援業務を行う医療従事者が、患者の状態や希望に応じて転院先の医療機関を探すことのできるシステムを導入する。	県
患者の入退院支援を把握するネットワークの構築事業	市町村ごと、もしくは二次医療圏ごと等を単位とした各病院ごとの急性期（高度急性期含む）、回復期、慢性期病床の受け入れ可能病床数や受入対象となる患者サマリ等を、日々把握できるネットワークを構築する。	県
医科歯科連携（病院機能強化）関係		
歯科のない病院等への歯科保健医療等推進事業	歯科のない病院における、周術期の口腔管理、摂食嚥下障害患者等に向けた機能的・衛生的口腔ケア、栄養サポート等をおこない、また、退院調整により歯科診療所との切れ目のない歯科医療連携を目的として、歯科医師・歯科衛生士を派遣する。	医療機関、歯科関係団体
区分 II（在宅医療の推進）		
在宅医療体制構築関係		
在宅患者緊急特別支援事業	貧困・高齢・独居・認知症・心身障害・介護者の問題などによる処遇困難ケースで、従来の標準的な手法を超えた特別な支援を緊急に必要とする在宅療養者に対し、モデル地区を設けて、特別支援チームを編成し、支援する人と施設のネットワークの強化を図る。 特に、必要不可欠な緊急入院を可能にするためにエリア内に緊急特別支援ベッドを確保し、患者の安全・安心と生活の質の確保などを図る。特に、医療・介護・福祉ルートに乗っていないケース、下記の状況にある在宅療養者の対応を中心とする。 ①経済的、環境的な問題解決のための調整に時間的余裕が必要な場合 ②病状が緊迫し、病状緩和、苦痛緩和に早急に対応する必要がある時 ③介護者の病気、予期せぬ不在等により病状の維持が困難になった時 ④本人の病状、介護者の病気・不在等により在宅看取りが困難な状況になった時	市町村
在宅医療バックアップシステム	在宅医療を推進する上で、在宅医療患者からの夜間・休日の対応などから医師個人の負担を軽減するため、各区医師会休日診療所を活用して夜間・休日に在宅医療の当番制度を立ち上げる。平成30年度は実施可能な5区でモデル事業を行う。	医療関係団体
訪問看護師対応力サポート事業	病院の専門看護師・認定看護師による助言（疾患別） (がん・皮膚排泄ケア・糖尿病・認知症・慢性心不全・摂食嚥下障害など)	市

	事業名	事業内容	実施主体
薬薬連携推進事業	・病院薬剤師とかかりつけ薬剤師の「薬薬連携」を推進するための「薬薬連携推進協議会」モデル事業の実施。 ・入院・退院、外来・在宅などのシーンごとに患者情報の共有を図る仕組の検討、ポリファーマシーや残薬等に関する症例検討会等を行う。		医療機関、薬剤師会
在宅医療関係人材育成			
ケアマネージャーの医療研修（同行研修）	介護・福祉職系のケアマネージャーの医療的知識を補完するため、ケアマネージャーを対象とした、病院や医療機関等での研修事業を実施する。手術等を見学し、医療をケアプランとして提案することの意義を正しく理解してもらう。また、研修受講の際に、受講者と受講者の勤務先に対して補助を行うことで、受講促進を促す。	医療関係団体	
医療と介護のリハビリテーション連携推進研修	リハビリテーション専門職を対象に医療と介護のリハビリテーション連携についての推進を図る研修会を開催する。県民が医療と介護を繰り返すケアサイクルの中でのリハビリテーションの重要性を知る。	リハビリテーション関係団体	
生活習慣病のある認知症高齢者を地域で支える医療と介護の連携研修	病院で働くソーシャルワーカーと、精神保健福祉士、ケアマネジャー等、医療と福祉分野で働く福祉職に対し、生活習慣病のある認知症高齢者への支援に関する医療と介護の連携促進を目的とした人材育成研修。（座学、グループワークなど）	医療関係団体	
訪問看護ステーション出向支援事業	病院に勤務する看護師が、一定期間、当該地域の訪問看護ステーションに在籍出向し、訪問看護実践を通じて、地域包括ケアシステムにおける在宅療養支援の意義や医療機関の役割の理解を図り、質の高い退院支援・在宅療養移行支援に取り組む人材を養成する。 ①対象者：病院内で退院支援・退院調整を行っている看護師（病棟看護師、退院支援看護師、退院調整看護師） ②訪問看護ステーションへの出向期間は概ね3ヶ月から6ヶ月程度 ③出向日数　週5日間（完全出向）又は週3日間程度（部分出向） ④出向希望施設と出向先施設（訪問看護ステーション）とのマッチング	看護関係団体（横浜市立大学）	
在宅医療（精神・退院支援）			
病院職員への精神障害退院支援と地域定着の研修会事業、ピアスタッフの養成事業等	精神科病院職員への精神障害退院支援と地域定着の研修会事業（参加病院へは補助金）、ピアを活用した事業実施に向けたピア関連の定義や枠組みの整理とその後のピアサポーター、ピアスタッフ養成事業	県、市町村、精神科病院、地域生活支援施設、ピアの団体	
在宅歯科医療関係			
在宅歯科医療連携拠点運営事業	・在宅歯科医療中央連携室の広報の充実強化 ・在宅歯科提供体制の確立・充実を図る目的で、横浜市内に新たに4か所の地域連携室を設置	歯科関係団体	
在宅医療（歯科）推進事業（歯科医師等研修）	在宅で療養する寝たきり高齢者・認知症者・障害者などが、身近なかりつけ歯科診療所や在宅歯科診療で治療を受けられるよう、専門的な知識と治療技術を身につけた歯科医師及び診療スタッフを育成する事業を対象とする市の支援に対し、補助金を交付する。	市	
区分Ⅲ（医療従事者の確保）			
医師確保・養成			
専門研修に於いて被災地・僻地の連携施設で研修する際の費用支援	2018年度に開始される新専門医制度で総合診療領域においては被災地及び僻地等の遠方の連携施設で研修することが求められている。専攻医が連携施設で研修する際の費用（引越料、住居費、賃貸契約）及び研修指導にかかる費用（直接対面またはテレビ会議環境設置）などに対する支援事業。	県	
県北西部を対象とした医師不足医療機関への医師派遣体制の構築	神奈川県北西部（相模原市緑区、愛川町、清川村、秦野市、中井町、大磯町以西）の公的・準公的病院への医師派遣事業を行う県下4大学の運営等に対する支援（寄付講座）を行う。	4医科大学	
新専門医制度の対応に伴う医師等確保体制整備事業	新専門医制度の対応に伴う人件費の助成 ①後期研修医や指導医の雇用枠の増加に伴う人件費 ②研修履修状況等の管理や評価などを調整する事務担当者雇用に伴う人件費 ③総合診療医の養成に伴う人件費	医科大学	

事業名	事業内容	実施主体
総合診療専門医プログラムにおける在宅医療研修に対する給与助成	総合診療専門医プログラム専攻医の在宅医療研修期間の給与を助成する制度。	県
神奈川県地域医学講座開設事業	下記の調査・解析・調整を行う講座を開設する。 1. 新専門医制度における専攻医の研修状況の動向調査 2. 専門医取得とその後の勤務状況の実態調査 3. 専門医派遣の県内地域格差の現状とその調整	県内の医科大学
新専門医制度に係る「都道府県協議会」の役割強化・体制整備	新専門医制度に係る「都道府県協議会」の役割強化を図るために、実務機能を担う体制整備を図る	県、医療関係団体等
神奈川県地域医療枠学生への修学資金支援事業	横浜市大医学部に在学する就学資金貸与のない神奈川県地域医療枠学生にも修学資金貸付条件を付与し、他の地域枠と同様の県内配置のスキームに乗るために条件整備を行う。 導入期として、修学資金貸与の要否を選択できることとし、当面5名程度の修学資金枠を設定し、その成果を判断しつつ段階的に資金枠を広げてゆくことを検討する。	県、横浜市大
総合診療医コンバート教育システムの構築	セカンドキャリアとして総合診療医を目指すスペシャリスト（臓器専門医）に対し、教育プログラムを立ち上げ、将来的に構築されるダブルボード取得教育カリキュラムの基礎とする。	大学
看護師確保・養成		
看護補助者確保事業（高等学年編）	高校生の看護補助者起用をすすめる。 1雇用条件を決めて、提携的にマンパワーが確保できると良い。研修単位のような扱いが可能であればさらに良い。 2介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）を利用した看護補助者研修事業を実施する。これは高校生に限らない。看護補助者一般に研修チャンスとキャリア開発としての資格取得をサポートする。	県（委託）
医療機関から看護師等養成所への看護教員派遣事業	医療機関が看護職員を看護師等養成所の専任教員として派遣するにあたり、医療機関からの給与等支給額と看護師等養成所での給与支給額の差額分を助成する。 (一般的に医療機関の給与支給額は、看護師等養成所と比較して高く、派遣されることで、給与支給額が減額となるケースが多いため。)	看護師等養成所または医療機関
認定看護師資格取得助成事業	市内の回復期及び慢性期病院が行う所属看護師の認定看護師資格の取得支援にあたり、認定看護師教育機関での受講に係る費用（入学金等）及び代替職員人件費を助成する。 補助対象とする認定看護分野は、①皮膚・排泄ケア、②摂食・嚥下障害看護、③訪問看護、④認知症看護の4分野とする。	医療機関
専門看護師資格取得助成事業	市内の回復期及び慢性期病院が行う所属看護師の専門看護師資格の取得支援にあたり、専門看護師教育機関での受講に係る費用（入学金等）及び代替職員人件費を助成する。	医療機関
看護職復職支援研修	医療機関等が、未就業看護師等を対象に復職支援に必要な研修を実施する場合に、必要な費用を支援する。	医療機関
歯科関係職種		
超高齢社会に対応できる総合歯科医療専門医の養成事業	養成カリキュラム作成の学術的な面は主に県内の2大学が担い、現実の地域歯科医療と臨床面の領域は県歯科医師会が養成カリキュラムの一部を担う。養成の実施は大学歯学部で行うが、一部は地域医療の現場での実習も行うこととする	歯科関係団体、大学
歯科衛生士再就業支援事業	就業していない歯科衛生士に向けた復職支援研修会の開催、ならびに無料職業紹介所による歯科衛生士登録バンクの運営を行う。	歯科関係団体
摂食・嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者育成事業	「口から食べる」ことを目的として、地域の療養病床・施設・在宅での摂食・嚥下障害を持った患者に対し、地域で多職種と連携できる、口腔ケア、摂食・嚥下リハビリ、食事指導に対応可能な歯科医師・歯科衛生士を育成する。	歯科関係団体
介護関係		
外国人介護福祉士候補生養成	2017年9月からの在留資格「介護」（介護ビザ）施行に向け、母国で看護・介護・福祉を学んだ優良な外国人介護福祉士候補生を確保し、日本語学校と介護福祉士養成校（介護専門学校等）に留学、介護福祉士資格取得後も継続して介護福祉士として働き続けることを目的とする。	医療、介護福祉関連施設

事業名	事業内容	実施主体
病院における介護人材の待遇改善・確保促進事業	「介護報酬制度での介護職員待遇改善加算算定時と同等の条件を満たした病院」の介護職員（看護補助者）に対して基金を適応した待遇改善補助を行い、病院における介護人材確保の促進を図る。	介護職員を多く採用する病院
多職種連携・その他		
ドクターカー(ラピッド・レスポンス・カー)による医療人材(特に多職種の専門医療職)の地域医療における共有・活用推進事業	<p>ドクターカー導入医療機関において、現場に駆けつけて、患者が病院に緊急搬送をされるまでの初期治療を行う役割のほかに、各医療機関等の受療環境で発生する専門的医療要請に対し、専門医、専門医療職(専門看護師、認定看護師、リハビリ医療専門職、専門薬剤師、臨床工学士等)等の認定資格を持つ医療スタッフからなる専門医療チームをドクターカーにより現地に派遣し、各医療療養施設において実地での対応、指導、指示を行い、患者の不要な病床間移動をできる限り回避するとともに、地域の中で貴重な医療人材を共有し、さらに区域内の病床機能の役割分担を十分活用できるようにする。</p> <p>協定を結んだ連携先の病院を、ドクターカーを有する医療機関の医療チームが週2回程度、順番に巡回することと、各病院の要請に応じて出動する。</p>	医療機関（まずはモデル事業として特定の医療機関が事業実施主体となり、地域の各医療機関と連携）
チーム医療、地域医療に係るリソース人財のBank化による、教育の活性化	<ul style="list-style-type: none"> スペシャリストやエキスパートの種目にこだわらず、リソースになる人材を登録性にして、協力できる内容と条件、アクセス方法などを一元管理し、情報発信をする。ネットでアクセスできると良い。 リソース人財のネットワークを拡げ交流することで、地域医療やチーム医療を支える、集合体としてさらなるものを生み出すことも可能。 	県
摂食・嚥下ケア技術教育支援事業	脳卒中を中心とした脳血管疾患や神経疾患等の専門病院において、脳梗塞後遺症やパーキンソン病などの神経疾患の患者に多く発生する誤嚥性肺炎に対応する体制を整えるため、施設や在宅において食事介助を行う医療・介護従事者を対象として、摂食・嚥下ケア技術習得の機会を提供する。専門病院が有する人的資源を活用し、リーフレットやDVD教材の作成、講習会の開催等を行う。	専門医療機関
地域医療機関等を対象とした感染症研修会等	①感染症指定医療機関の感染症内科医師が、地域医療機関等を対象とした感染症研修会を実施する。 ②地域医療機関、保健所、消防署等が合同で新型インフルエンザ等感染症患者受入訓練を実施する。	横浜市立市民病院等
勤務環境改善		
女性医師、看護師のための24時間患児保育施設の運営	子育て中の女性医師、ナースが短時間正職員としてジョブシェアを行うのにあたり、24時間オープンの患児保育施設を開設する。開設場所は各医療圏に一カ所以上。（医療圏のニーズに応じて），勤務医療機関からの要請で児を預かるものとする。 県がとりまとめ、県内4大学医学部小児科より2交代で医師派遣を、県看護協会などから2交代で看護師の派遣を行う。費用の一部は派遣を受ける医療機関から分担してもらう。	県、県内医科大学、医療関係団体等
看護師・医療技術職の採用活動の支援事業	市町村ごと、もしくは二次医療圏ごと等を単位とした看護師、医療技術職の採用活動を支援する。	県